

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	臨時保安検査
概 要	液体の危険物の最大数量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所は、当該屋外タンクについて、不等沈下等が生じた場合、当該屋外タンクのタンク底部及び溶接部に関する事項等について、技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市長が行う検査を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第14条の3第2項 ・危険物の規制に関する政令第8条の4第4項、第5項及び第6項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（第2 保安に関する検査に関する事項）」（昭和52年3月30日消防危第56号消防庁次長通知） ・「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」（昭和54年12月25日消防危第169号消防庁危険物規制課長通知） ・屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚の測定について」（昭和63年5月27日消防危第72号消防庁危険物規制課長通知） ・「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（保安検査の底部板厚検査方法等に関する回答）」（平成2年3月31日消防危第28号消防庁危険物規制課長通知） ・「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成6年9月1日消防危第73号消防庁危険物規制課長通知） ・「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日消防危第74号消防庁危険物規制課長通知） <p>・審査基準は、http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html にそれぞれ掲載しています。</p>
標準処理期間	30日
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	遅滞なく
提出方法	所有者、管理者又は占有者は屋外タンク貯蔵所の保安検査申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第27）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の種類（最大数量）によって異なります。 ・詳細は、大阪市消防手数料条例をご覧ください。（http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	